

平成29年あきる野市農業委員会 5月総会議事録

平成29年5月25日（木）午前9時30分、平成29年あきる野市農業委員会5月総会は、秋川ファーマーズセンター、研修室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・
甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・
松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、三浦恵理夏

議事日程

- 第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

開会 午前9時30分

(事務局長) おはようございます。先日のお別れ旅行、天気にも恵まれ、大変良い旅行ができたと思っています。いろいろお世話になりまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。それでは定刻ちょっと前なのですが、ただ今から平成29年あきる野市農業委員会5月総会を開催いたします。初めに平野会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、4月28日に東京都農林水産振興財団にて行なわれました第16期定年等就農者セミナー修了式並びに第17期定年等就農者セミナー開校式に出席いたしました。5月8日、東京都農業会議の通常総会に出席をいたしました。5月15日、農業委員会地区別広域連携会議に出席をいたしました。5月17日、東京都農業会議の事業推進協議会及び常設審議委員会に出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は松村委員と栗原剛委員ですが、栗原剛委員が遅れるということなので、松村委員と田中正治委員をお願いしたいと思います。では、よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。それでは栗原剛委員が遅れるとのことで、本日の出席委員は17名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成29年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは経由3を担当の小川委員、説明をお願いいたします。

(小川委員) はい。(第1号議案・経由3 朗読)

地図については4ページです。現地には5月19日に事務局と一緒に現地を調査いたしました。場所は滝山街道、国道411号線、秋川駅からずっと青梅に向かって行きまして、菅瀬橋を渡って、四軒在家の坂を上りきるあたりの所を左に入って、50メートルくらい行った所に現地があります。この現地の所に〇〇〇〇と書いてある自宅がありますが、〇〇さんはもう亡くなったのですが、〇〇さんの奥さん、△△さんの持分で、それで□□□□さんはお孫さんという形になります。現地はだいぶ大きい畑を分筆しました4分の1ぐらいの所で、今、草がだいぶ生えているんですけど、農地としては若干やってないというような状態で、昔、竹林だった所を抜根して、平らにされたようです。それで、四軒在家、私の家の畑もそうなのですが、耕作しないと石だらけというような状態なので、砂利間の所なので、草を刈って、何か果樹を植え

るような指導を残った所はする必要があると思います。問題はないと思いますが、ご審議して
いただいて、詳しくはまた事務局の方からも補足があると思いますけど、よろしくお願いま
す。

(議長) はい。続いて転用理由書が出ておりますので、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と小川委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お
願いいたします。

(中村委員) これ、お孫さんになるのですか？

(事務局) そうですね。□□□□さんが○○△△さんの孫娘になります。

(中村委員) それは、相続権がないですよ？孫だと。

(事務局) 相続権については、相続の時の話ですが、分家住宅自体は問題ありません。

(中村委員) 建てて大丈夫なのですか？

(事務局) はい。

(中村委員) 相続人から何か言われたらどうするのですか？

(事務局) それは両親との現在の話し合いの中で決めていただくことになります。

(中村委員) このような案件については、一筆もらってないのですか？お孫さんの家が建ってしま
って、相続人との間でいろいろ問題が出たら、どうにもならないのではないですか？

(議長) その点については、話がついていると思います。

(事務局) そうではないかと思います。

(事務局長) 今回は使用貸借でお孫さんの家を建てるという事になっているので、多分家族内
は・・・

(中村委員) 耕作だったらいいけど、家が建ってしまっって、登記されると、相続の時に大変もめる
のではないかと思うのですが。

(事務局) それは逆に、事前に話し合いをしておいてもらわないと、ご家族の問題ですので。実際
まだご健在なので、相続の話はなかなかしづらいところもあるのでしょうか、ただもう、お
祖母さんがいて、両親がいて、その両親もお祖母さんの土地を使用しているよというお話にな
っていると考えられます。

(中村委員) 本当は一筆もらうようだよ、相続人からね。

(事務局長) そうですね。

(事務局) 将来的にはその土地も相続する予定とか、そういう話は、確約があれば一番間違いない
のでしょうけど、使用貸借ですので問題ないと思います。

(議長) 使用貸借なので、きちんとしてると思います。

(事務局) はい。問題はないと思います。

(小山委員) あの、地図を見せていただくと、かなり人家が連単して、市街化区域と見間違うよう
な感じですが、いずれにしても住宅がかなり連単していて、農地が点在するような形なので、
農地区分と言えば2種その他になるのかなという事で、農地転用については止むを得ないと思

いますし、権利関係につきましても、家族でお孫さんという事であれば、特段私は異議はございません。以上です。

(議長) 他には？

それでは質問がないようなので、経由3については、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することにいたします。続きまして第2号議案ですが、番号1の案件は〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは、第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成29年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1を担当の堀江委員、説明をお願いいたします。

(堀江委員) はい。(第2号議案・番号1 朗読)

地図は5ページからで、5ページが宅地附〇〇番〇になります。場所は睦橋通りの小川にある東京亭というラーメン屋さんの西側150メートルほどの一画にある、温室と温室続きのかなり大きな畑です。温室は3つの棟に分かれていまして、1つ目に植えたばかりのピーマン、真ん中が耕耘済みで、3つ目がトマトが入っています。外ではニンジンが蒔いてありまして、良く芽が吹いておりました。この畑は非常に良く管理されており、何の問題もないと思います。次に宅地附△△△番は地図の6ページ。東秋留駅入口の信号のすぐ西側の自宅続きの畑です。〇〇△△さんという住宅がありますが、ここが今、建て直して、〇〇〇〇さんの自宅になっておりまして、その隣の温室で、今、野菜苗とかの苗床になっておりまして、ここも問題なく管理されております。次の秋留□□□□番1□は7ページ。睦橋通りの秋留のいなげやさんを真北に、線路の方に向かって行って、今、建売を作っています、そのすぐ手前、南側の一番端の一角です。ここも3棟、ハウスが分かれておりまして、一番端がキュウリ、それからトマト、それとまたキュウリと全部苗が植えてありまして、きれいに管理されております。5月19日に事務局2人と私の3名で現地確認して来ましたが、何の問題もないという風に見受けられますので、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。ただ今、事務局と堀江委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いいたします。

それではないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) はい、それでは第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、資料の3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成29年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1について、担当の松村委員、説明をお願いいたします。

(松村委員) はい。(第3号議案・番号1 朗読)

去る5月19日、事務局2名と堀江委員とで、現地を見て参りました。地図は最後の8ページをお願いします。ちょっとこの場所は分かりにくいのですが、ファーマーズセンターを東に向かって、約300メートルぐらいの所の信号を左に曲がって、また300メートルぐらい行くとT字路にぶつかるので、そこを左に行くのですが、場所はちょっと狭い所ですが、今、ジャガイモ、タマネギ、一部何も耕作していない所はきれいに耕耘がされておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続いて専決の報告を、事務局からお願いいたします。

(事務局) はい。それではただ今より、平成29年あきる野市農業委員会5月の総会専決処理の報告をさせていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。では、以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。次回の総会ですが、6月26日(月)、午前9時30分から、場所はまだ未定ですので、議案書発送の際にご案内させていただきます。よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前9時58分